

No.13 少年犯罪について（講師；今村 明 氏）

○少年犯罪について

少年法とは

少年法は、少年の健全な育成を図るため、非行少年に対する処分やその手続きなどについて定める法律。

非行少年とは

犯罪少年・解法少年・ぐ犯少年の3つの分類の少年を家庭裁判所の審判手続きに付することを定めている。

家庭裁判所の仕事

- ・ 家庭に関する事件の審判（家事審判）及び調停（家事調停）
- ・ 少年の保護事件の審判（少年審判）

事件の背景

- ・ 生来の特性（周囲の大人が「神経発達症」に気付かなかつた）
- ・ 家庭環境（本人にとっては適切ではない環境（愛着形成の困難）だった）
- ・ 学校の環境（本人が適応できにくい環境（トラウマ体験）だった）

本人の特性と環境とのミスマッチ

適応不全の「予防」のために、一人ひとりの子どもの心の理解をすすめる、社会的孤立を防ぐことが大切である。

発達症（児童思春期）の行動上の問題

- ・ 粗暴行為
- ・ 窃盗
- ・ 性的問題行動
- ・ 放火
- ・ 家出、放浪

などがあげられている。

対策

- ・ リスクのある子どもの心理、社会的孤立を防ぐ

（家庭、学校、福祉、医療の連携。リスクのある子どもの情報共有）

- ・ 専門機関による対応、教育

（自分が価値のある人間であるということを認識できるように、自己理解をすすめる教育 など）が必要である。